

市議会令和5年第1回定例会

議案及び議案資料

議案第1号～議案第7号

(第1集)

柏市

目 次

議案第 1 号	柏市一般職職員給与条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第 1 号資料	柏市一般職職員給与条例の一部を改正する条例について	3
議案第 2 号	柏市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第 2 号資料	柏市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	7
議案第 3 号	柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第 3 号資料	柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	11
議案第 4 号	柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案第 4 号資料	柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例について	15
議案第 5 号	柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例の制定について	17
議案第 5 号資料	柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例について	29
議案第 6 号	柏市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	39
議案第 6 号資料	柏市手数料条例の一部を改正する条例について	57
議案第 7 号	柏市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について	73
議案第 7 号資料	柏市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例について	75

柏市一般職職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

柏市一般職職員給与条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 2 4 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

児童相談所等において相談等の業務に従事した職員に支給する特殊勤務手当を定めたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市一般職職員給与条例の一部を改正する条例

柏市一般職職員給与条例（昭和30年柏市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第4 社会福祉業務手当の項中「以内」の次に「（ただし、規則で定める勤務に従事した職員にあつては、日額1,000円以内とする。）」を加え、同表夜間特殊業務手当の項中「410円」を「1,100円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第1号資料

柏市一般職職員給与条例の一部を改正する条例について

柏市一般職職員給与条例（昭和30年柏市条例第13号）新旧対照表

改正前		改正後	
別表第4(第13条第2項)		別表第4(第13条第2項)	
種類	支給額	種類	支給額
行旅死病人取扱手当から滞納整理手当まで	略	行旅死病人取扱手当から滞納整理手当まで	略
社会福祉業務手当	月額 5,000円以内	社会福祉業務手当	月額 5,000円以内(ただし、規則で定める勤務に従事した職員にあっては、月額1,000円以内とする。)
労務手当から施設管理者手当まで	略	労務手当から施設管理者手当まで	略
夜間特殊業務手当	1勤務 410円以内	夜間特殊業務手当	1勤務 1,100円以内
教員特殊業務手当から防疫等作業手当まで	略	教員特殊業務手当から防疫等作業手当まで	略

柏市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

柏市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 2 4 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

本市が発注する清掃施設に係る委託業務等の請負その他の契約のうち総合評価一般競争入札方式によるものの落札者決定基準の策定及び落札者の決定についての審査を行うため、柏市清掃施設総合評価一般競争入札方式選定委員会を設置したいので提案する。

柏市条例第 号

柏市附属機関設置条例の一部を改正する条例

柏市附属機関設置条例（平成8年柏市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項柏市医療的ケア児等保育実施検討審査会の目の次に次のように加える。

柏市清掃 施設総合 評価一般 競争入札 方式選定 委員会	本市が発注する清掃施設に係る委託業務等の請負その他の契約のうち総合評価一般競争入札方式によるものの落札者決定基準の策定及び落札者の決定についての審査に関する事務	業務ごとに10人以上	市長が別に定める。
---	--	------------	-----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第2号資料

柏市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

柏市附属機関設置条例（平成8年柏市条例第6号）新旧対照表

改正前					改正後				
別表(第2条)					別表(第2条)				
附属機関の属する執行機関等	附属機関	担任する事務	委員の数	委員の任期	附属機関の属する執行機関等	附属機関	担任する事務	委員の数	委員の任期
市長	柏市表彰審査会から柏市医療的ケア児等保育実施検討審査会まで 略				市長	柏市表彰審査会から柏市医療的ケア児等保育実施検討審査会まで 略			
						柏市清掃施設総合評価一般競争入札方式選定委員会	本市が発注する清掃施設に係る委託業務等の請負その他の契約のうち総合評価一般競争入札方式によるものの落札者決定基準の策定及び落札者の決定についての審査に関する事務	業務ごとに10人以内	市長が別に定める。
	柏市第二清掃工場運営委員会から柏市生涯学習推進協議会まで 略					柏市第二清掃工場運営委員会から柏市生涯学習推進協議会まで 略			
教育委員会及び上下水道事業管理者 略					教育委員会及び上下水道事業管理者 略				
備考 略					備考 略				

柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 2 4 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

出産育児一時金の額の改定及び保険料の減免の申請に係る特例を定めることを行いたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例

柏市国民健康保険条例（昭和63年柏市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「420,000円」を「500,000円」に改める。

第28条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。
3 前項の規定にかかわらず、第1項第2号又は第4号に該当する者で前項の期限までに申請書を提出できない特別の事情があると認められるものに係る申請書の提出の期限については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第28条中第3項を第4項とし、第2項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第3号資料

柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

柏市国民健康保険条例（昭和63年柏市条例第8号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として、<u>420,000円</u>を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として、<u>500,000円</u>を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、第1項第2号又は第4号に該当する者で前項の期限までに申請書を提出できない特別の事情があると認められるものに係る申請書の提出の期限については、市長が別に定める。</u></p> <p>4 略</p>

柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する
条例の制定について

柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 2 4 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

スクールロイヤーの報酬の額を定めたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する
条例

柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例（昭和61年柏市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1第42号の次に次のように加える。

42の2	スクールロイヤー	日額	56,000円
------	----------	----	---------

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第4号資料

柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例について

柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例（昭和61年柏市条例第3号）新旧対照表

改正前				改正後			
別表第1(第2条)				別表第1(第2条)			
号	職名	支給区分	報酬額	号	職名	支給区分	報酬額
1から42まで 略				1から42まで 略			
43及び44 略				42の2	スクールロイヤー	日額	56,000円
備考 略				備考 略			

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正
する条例の制定について

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例
を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 2 4 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省
令等の施行に伴い、関係条例の整備を行いたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正
する条例

(柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部改正)

第1条 柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例(平成24年柏市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条の2 特定児童福祉施設(助産施設を除く。以下この条及び次条において同じ。)は、児童の安全の確保を図るため、当該特定児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた特定児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他特定児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特定児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 特定児童福祉施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第7条の3 特定児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこ

れと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第13条を次のように改める。

(業務継続計画の策定等)

- 第13条 特定児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 2 特定児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 特定児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講じる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附則第2条中「乳児4人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の次に「(以下この条において「看護師等」という。)」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該

看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(柏市放課後児童健全育成事業設備運営基準条例の一部改正)

第2条 柏市放課後児童健全育成事業設備運営基準条例(平成26年柏市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育

成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講じる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

（柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例の一部改正）

第3条 柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例（平成26年柏市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表第13条の項を次のように改める。

第13条第1項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
	及び	並びに

第14条第1項の表第20条第1項の項中「（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）」を削り、同表第39条の項中「園長」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長」に改め、第14条第2項後段中「同条中」を「同条第1項中」に、「入所している」を「同条第2項中「入所している」に改め、「便所」と」の次に「、「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場

合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」と」を加える。

附則第8条中「前2条」を「前3条」に、「又は」を「，」に、「認める者を」を「認める者又は看護師等を」に、「並びに」を「，」に、「認める者の」を「認める者並びに看護師等の」に改め、同条を附則第9条とし、附則第7条の次に次の1条を加える。

第8条 第6条第3項の表備考1に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考1に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

2 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

（柏市地域型保育事業設備運営基準条例の一部改正）

第4条 柏市地域型保育事業設備運営基準条例（平成26年柏市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項各号列記以外の部分中「次条第1項」の次に「，第8条の3第2項」を加える。

第8条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第8条の2 地域型保育事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、地域型保育事業所ごとに、当該地域型保育事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた地域型保育事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他地域型保育事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 地域型保育事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければな

らない。

3 地域型保育事業者は，利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう，保護者に対し，安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 地域型保育事業者は，定期的に安全計画の見直しを行い，必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条の3 地域型保育事業者は，利用乳幼児の事業所外での活動，取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは，利用乳幼児の乗車及び降車の際に，点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により，利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 地域型保育事業者は，利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは，当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え，これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第11条本文中「ときは」の次に「，その行う保育に支障がない場合に限り」を加え，同条ただし書を削る。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条第2項中「必要な措置を講じる」を「，職員に対し，感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

（柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例の一部改正）

第5条 柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例（平成26年柏市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第 26 条を次のように改める。

第 26 条 削除

(柏市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第 6 条 柏市認定こども園の認定の要件を定める条例 (平成 31 年柏市条例第 8 号) の一部を次のように改正する。

第 18 条第 1 項前段中「第 11 条, 第 12 条」を「第 7 条の 3, 第 11 条から第 13 条まで」に改め, 同項の表第 6 条第 4 項の項の次に次のように加える。

第 7 条の 3 第 1 項	児童の	園児の
	施設外での活動, 取組等	通園, 園外における学習
第 7 条の 3 第 2 項	児童	園児
	送迎	通園
	日常的に運行	運行

第 18 条第 1 項の表第 12 条の項の次に次のように加える。

第 13 条第 1 項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育 (満 3 歳未満の園児については, その保育。以下同じ。)
	及び	並びに

第 18 条第 1 項の表第 20 条第 1 項の項中「 (満 3 歳未満の園児については, その保育。以下同じ。) 」を削り, 第 18 条第 2 項後段中「同条本文」を「同条第 1 項」に, 「同条ただし書」を「同条第 2 項」に改め, 「便所」との次に「, 「保育所の設備及び職員については, 」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって, 」と, 設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって, 」と」を加える。

附則第 4 条中「附則第 7 条」を「附則第 8 条」に改める。

附則第 7 条の表に次のように加える。

附則第 7 条	第 4 条第 1 項の規定により置かなければ	看護師等
---------	------------------------	------

	ればならない保育士 の資格を有する者	
--	-----------------------	--

附則第7条を附則第8条とし、附則第6条の次に次の1条を加える。

第7条 第4条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（柏市指定障害児通所支援事業等人員設備運営基準等条例の一部改正）

第7条 柏市指定障害児通所支援事業等人員設備運営基準等条例（令和元年柏市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

16 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、第3条の規定により適用する基準省令第40条の2（基準省令第54条の5、第54条の9、第64条、第71条、第71条の2、第71条の6、第71条の14及び第79条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、基準省令第40条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

17 第3条の規定により適用する基準省令第40条の3第2項（基準省令第54条の5、第54条の9、第64条、第71条、第71条の2及び第71条の6において準用する場合を含む）

む。)の規定の適用については、指定児童発達支援事業者等において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例第7条の2（保育所に係るものを除く。）及び第2条の規定による改正後の柏市放課後児童健全育成事業設備運営基準条例第7条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

- 3 第1条の規定による改正後の柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例第7条の3第2項の規定の適用については、保育所において児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所は、ブザー等の設置に代

わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

- 4 第4条の規定による改正後の柏市地域型保育事業設備運営基準条例第8条の3第2項の規定の適用については、地域型保育事業者において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する地域型保育事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。
- 5 第6条の規定による改正後の柏市認定こども園の認定の要件を定める条例第18条第1項において準用する柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例第7条の3第2項の規定の適用については、認定こども園において園児の通園を目的とした自動車を運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、園児の通園を目的とした自動車を運行する認定こども園は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて園児の所在の確認を行わなければならない。

議案第5号資料

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例について

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例（平成24年柏市条例第40号）新旧対照表（第1条関係）

改正前	改正後
<p>(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第10条 特定児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該特定児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて</p>	<p>(安全計画の策定等)</p> <p>第7条の2 特定児童福祉施設(助産施設を除く。以下この条及び次条において同じ。)は、児童の安全の確保を図るため、当該特定児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた特定児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他特定児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 特定児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 特定児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> <p>(自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p>第7条の3 特定児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。</p> <p>2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行わなければならない。</p> <p>(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第10条 特定児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該特定児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて</p>

設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 特定児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 略

2 特定児童福祉施設は、当該特定児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3及び4 略

附 則

(保育士の数に関する特例)

第2条 乳児4人以上を入所させる保育所に係る第36条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。

設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

(業務継続計画の策定等)

第13条 特定児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 特定児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 特定児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第14条 略

2 特定児童福祉施設は、当該特定児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3及び4 略

附 則

(保育士の数に関する特例)

第2条 第36条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下この条において「看護師等」という。)を、1人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

関係)

改正前	改正後
	<p>(安全計画の策定等)</p> <p><u>第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>(自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p><u>第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p><u>第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(衛生管理等)</p>

<p>第14条 略</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講じるよう努めなければならない。</u></p> <p>3 略</p>	<p>第14条 略</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u>に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 略</p>
---	--

柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例（平成26年柏市条例第28号）新旧対照表（第3条関係）

改正前			改正後		
(基準条例の準用)			(基準条例の準用)		
第14条 基準条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、第11条から第13条まで、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条第1項、第2項及び第3項、第34条第8号、第35条(後段を除く。)並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			第14条 基準条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、第11条から第13条まで、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条第1項、第2項及び第3項、第34条第8号、第35条(後段を除く。)並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替える基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条の見出し及び同条第2項から第12条まで 略			第5条の見出し及び同条第2項から第12条まで 略		
第13条	特定児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長(以下「園長」という。)	第13条第1項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)
	入所中の児童に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項	法第47条第3項		及び	並びに
	児童	園児			
第15条第1項及び第19条 略			第15条第1項及び第19条 略		
第20条第1項	援助	教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)並びに子育ての支援	第20条第1項	援助	教育及び保育並びに子育ての支援
	入所している者 略			入所している者 略	
第20条第2項から第35条第5号まで 略			第20条第2項から第35条第5号まで 略		
第39条	保育所の長	園長	第39条	保育所の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長
	入所している乳幼児及び保育の 略			入所している乳幼児及び保育の 略	

2 基準条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

附 則

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

第5条から第7条まで 略

第8条 前2条の規定により第6条第3項の表備考1に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、

2 基準条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」と読み替えるものとする。

附 則

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

第5条から第7条まで 略

第8条 第6条第3項の表備考1に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考1に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

2 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第9条 前3条の規定により第6条第3項の表備考1に定める者を小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合

<p>当該小学校教諭等免許状所持者並びに市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p>	<p>においては、当該小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p>
--	---

柏市地域型保育事業設備運営基準条例（平成26年柏市条例第29号）新旧対照表（第4条関係）

改正前	改正後
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。))は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び地域型保育事業者による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、<u>第8条の3第2項</u>、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。))は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び地域型保育事業者による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(安全計画の策定等)</p> <p><u>第8条の2 地域型保育事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、地域型保育事業所ごとに、当該地域型保育事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた地域型保育事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他地域型保育事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。))を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 地域型保育事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 地域型保育事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 地域型保育事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>(自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p>第8条の3 地域型保育事業者は、利用乳幼児の事</p>

<p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第11条 地域型保育事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該地域型保育事業所の設備及び職員の一部を当該併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。<u>ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第14条 地域型保育事業者は、利用乳幼児に対し、<u>法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を執るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 地域型保育事業者は、地域型保育事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講じるよう努めなければならない。</u></p> <p>3から5まで 略</p>	<p><u>業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>2 地域型保育事業者は、<u>利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)</u>を日常的に運行するときは、<u>当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)</u>を行わなければならない。</p> <p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第11条 地域型保育事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該地域型保育事業所の設備及び職員の一部を当該併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</u></p> <p>第14条 削除</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 地域型保育事業者は、地域型保育事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3から5まで 略</p>
---	---

柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例（平成26年柏市条例第30号）新旧対照表（第5条関係）

改正前	改正後
<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉</p>	<p>第26条 削除</p>

法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を執るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

柏市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年柏市条例第8号）新旧対照表（第6条関係）

改正前			改正後		
(基準条例の準用)			(基準条例の準用)		
第18条 基準条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第11条、第12条、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条第1項及び第2項、第34条第8号、第35条(後段を除く。)並びに第39条の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			第18条 基準条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第7条の3、第11条から第13条まで、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条第1項及び第2項、第34条第8号、第35条(後段を除く。)並びに第39条の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替える基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条の見出し及び同条第2項から第6条第4項まで 略			第5条の見出し及び同条第2項から第6条第4項まで 略		
			第7条の3第1項	児童の施設外での活動、取組等	園児の通園、園外における学習
			第7条の3第2項	児童送迎	園児通園
			日常的に運行		
第11条の見出しから第12条まで 略			第11条の見出しから第12条まで 略		
			第13条第1項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)
			及び		
第15条第1項及び第19条 略			第15条第1項及び第19条 略		
第20条第1項	援助	教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)並びに子育ての支援	第20条第1項	援助	教育及び保育並びに子育ての支援
入所している者 略			入所している者 略		
第20条第2項から第39条まで 略			第20条第2項から第39条まで 略		
2 基準条例第10条の規定は、認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条本文中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については			2 基準条例第10条の規定は、認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員に		

「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条ただし書中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

附 則

(認定こども園の職員資格に関する特例)

第3条 略

第4条 第4条第1項及び第4項本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次条及び附則第7条において同じ。)をもって代えることができる。

第5条及び第6条 略

第7条 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第3条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第4条から附則第6条まで 略		

については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」と読み替えるものとする。

附 則

(認定こども園の職員資格に関する特例)

第3条 略

第4条 第4条第1項及び第4項本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次条及び附則第8条において同じ。)をもって代えることができる。

第5条及び第6条 略

第7条 第4条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第8条 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第3条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第4条から附則第6条まで 略		
附則第7条	第4条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等

改正前	改正後
<p>附 則</p>	<p>附 則</p> <p><u>(安全計画の策定等に係る経過措置)</u></p> <p><u>16 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、第3条の規定により適用する基準省令第40条の2(基準省令第54条の5、第54条の9、第64条、第71条、第71条の2、第71条の6、第71条の14及び第79条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、基準省令第40条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。</u></p> <p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)</u></p> <p><u>17 第3条の規定により適用する基準省令第40条の3第2項(基準省令第54条の5、第54条の9、第64条、第71条、第71条の2及び第71条の6において準用する場合を含む。)の規定の適用については、指定児童発達支援事業者等において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。</u></p>

柏市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

柏市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 2 4 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

建築基準法等の改正に伴い、建築物の高さに関する特例の許可等の申請に係る手数料の制定、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る手数料の区分及び額を改めること等を行いたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市手数料条例の一部を改正する条例

柏市手数料条例（平成12年柏市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2項の表17の項の次に次のように加える。

172	建築基準法第52条第6項第3号の規定による建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の延べ面積の特例認定申請手数料	1件につき40,000円
-----	--	--------------------	--------------

別表第2項の表18の項の次に次のように加える。

182	建築基準法第53条第5項の規定による建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する制限の特例許可申請手数料	1件につき50,000円
-----	---	-------------------------------------	--------------

別表第2項の表21の項の次に次のように加える。

212	建築基準法第55条第3項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき190,000円
-----	--	------------------	---------------

別表第2項の表22の項中

「

建築基準法 第55条第 3項各号の 規定による 建築物の高 さの許可の 申請に対す る審査	建築物 の高さ の許可 申請手 数料
--	--------------------------------

を

」

「

建築基準法 第55条第 4項各号の 規定による 建築物の高 さに関する 制限の適用 除外に係る 許可の申請 に対する審 査	建築物 の高さ に関する 制限 の適用 の除外に 係る許可 申請手 数料
---	--

に改め、同表24の項の次に次のように加え

」

る。

2 4 の 2	建築基準法 第58条第 2項の規定 による建築 物の高さ に関する特 例の許可の 申請に対す る審査	高度地 区にお ける建 築物の 高さの 特例許 可申請 手数料	1件につき1 90,000 円
------------------	--	--	-----------------------

別表第2項の表37の項及び37の3の項中「既存建築物を除く」を「建築等に係る建築物に限る」に改め、同表38の項中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の」を「建築物の新築又は増築等の」に、「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「公告認定対象区域内における建築物の新築又は増築等認定申請手数料」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等に係る建築物に限る」に改め、同表38の2の項中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の」を「建築物の」に、「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築許可申請手数料」を「公告認定対象

区域内における建築物の許可申請手数料」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等に係る建築物に限る」に改め、同表38の3の項中「一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の」を「建築物の新築又は増築等の」に、「一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料」を「公告許可対象区域内における建築物の新築又は増築等許可申請手数料」に、「一敷地内許可建築物を除く」を「新築又は増築等に係る建築物に限る」に改め、同表65の19の項中

「

一戸建ての住宅のとき		1戸につき35,000円
共同住宅等の住戸の数が1戸のとき		1棟につき35,000円
共同住宅等の住戸の数が2戸以上5戸以下のとき		1棟につき71,000円
共同住宅等の住戸の数が6戸以上10戸以下のとき		1棟につき100,000円
共同住宅等の住戸の数が11戸以上25戸以下のとき		1棟につき141,000円
共同住宅等の住戸の数が26戸以上50戸以下のとき		1棟につき202,000円
共同住宅等の住戸の数が51戸以上100戸以下のとき		1棟につき290,000円
共同住宅等の住戸の数が101戸以上200戸以下のとき		1棟につき394,000円
共同住宅等の住戸の数が201戸以上300戸以下のとき		1棟につき516,000円
共同住宅等の住戸の数が301戸以上のとき		1棟につき607,000円
評価方法が建築物エネルギー消費性能基準等を	非住宅建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のとき	1棟につき249,000円
	非住宅建築	1棟につき2

定める 省令 (平成 28年 経済産 業省・ 国土交 通省令 第1号。 以下この 項, 66 の2の項, 66の2 の4の項 及び66 の2の6 の項にお いて「基 準省令」 とい う。)第 10条第 1号イ (2)及び ロ(2) 以外に よるも の	物の床面積 の合計が3 00平方メ ートルを 超え1,00 0平方メ ートル以 下のとき	77,000 円
	非住宅建 築物の床 面積の合 計が1,00 0平方メ ートルを 超え2,0 00平方 メートル 以下の とき	1棟につき 397,000 円
	非住宅建 築物の床 面積の合 計が2,00 0平方メ ートルを 超え5,0 00平方 メートル 以下の とき	1棟につき 565,000 円
	非住宅建 築物の床 面積の合 計が5,00 0平方メ ートルを 超え10, 000平方 メートル 以下の とき	1棟につき 686,000 円
	非住宅建 築物の床 面積の合 計が10, 000平方 メートル を超え2 5,000 平方メ ートル以 下の とき	1棟につき 817,000 円

を

	非住宅建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき	1棟につき932,000円
評価方法が基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)によるもの	非住宅建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のとき	1棟につき86,000円
	非住宅建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のとき	1棟につき108,000円
	非住宅建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき	1棟につき146,000円
	非住宅建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のとき	1棟につき238,000円
	非住宅建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000	1棟につき311,000円

	平方メートル以下のとき	
	非住宅建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のとき	1棟につき375,000円
	非住宅建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき	1棟につき440,000円

」

「

評価方法が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、66の2の項、66の2の4の項及び66の2の	一戸建ての住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のとき	1戸につき32,000円
	一戸建ての住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のとき	1戸につき35,000円

6の項において「基準省令」という。)第10条第2号イ(2)及びロ(2)以外によるもの		
評価方法が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの	一戸建ての住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のとき	1戸につき16,000円
評価方法が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの	一戸建ての住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のとき	1戸につき17,000円
評価方法が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)以外によるもの	共同住宅等の床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1棟につき64,000円
評価方法が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)以外によるもの	共同住宅等の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1棟につき108,000円
評価方法が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)以外によるもの	共同住宅等の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1棟につき184,000円

	0平方メートル未満のとき	
	共同住宅等の床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき	1棟につき265,000円
評価方法が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの	共同住宅等の床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1棟につき31,000円
	共同住宅等の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1棟につき53,000円
	共同住宅等の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1棟につき98,000円
	共同住宅等の床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき	1棟につき149,000円
評価方法が基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)以外に	非住宅建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1棟につき212,000円
	非住宅建築物の床面積の合計が300平方メ	1棟につき266,000円

に、

よるもの	一トール以上 1,000 平方メートル未満のとき	
	非住宅建築物の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1棟につき3 44,000 円
	非住宅建築物の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1棟につき4 92,000 円
	非住宅建築物の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき	1棟につき6 08,000 円
	非住宅建築物の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき	1棟につき7 19,000 円
	非住宅建築物の床面積の合計が25,000平方メートル以上のと	1棟につき8 21,000 円

	き	
評価方法が基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)によるもの	非住宅建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1棟につき86,000円
	非住宅建築物の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき	1棟につき108,000円
	非住宅建築物の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1棟につき146,000円
	非住宅建築物の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1棟につき238,000円
	非住宅建築物の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき	1棟につき311,000円
	非住宅建築物の床面積の合計が10,000平方メートル	1棟につき375,000円

ル以上25,000平方メートル未満のとき	
非住宅建築物の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき440,000円

「

共同住宅等の住戸の数が1戸のとき	1棟につき4,900円
共同住宅等の住戸の数が2戸以上5戸以下のとき	1棟につき9,800円
共同住宅等の住戸の数が6戸以上10戸以下のとき	1棟につき16,000円
共同住宅等の住戸の数が11戸以上25戸以下のとき	1棟につき27,000円
共同住宅等の住戸の数が26戸以上50戸以下のとき	1棟につき46,000円
共同住宅等の住戸の数が51戸以上100戸以下のとき	1棟につき83,000円
共同住宅等の住戸の数が101戸以上200戸以下のとき	1棟につき131,000円
共同住宅等の住戸の数が201戸以上300戸以下のとき	1棟につき166,000円
共同住宅等の住戸の数が301戸以上のとき	1棟につき178,000円
非住宅建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のとき	1棟につき9,800円
非住宅建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メー	1棟につき16,000円

を

トル以下のとき	
非住宅建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき	1棟につき27,000円
非住宅建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のとき	1棟につき83,000円
非住宅建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき	1棟につき131,000円
非住宅建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のとき	1棟につき166,000円
非住宅建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき	1棟につき207,000円

」

「

共同住宅等の床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1棟につき9,000円
共同住宅等の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1棟につき19,000円
共同住宅等の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1棟につき43,000円
共同住宅等の床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき	1棟につき78,000円
非住宅建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1棟につき9,000円

き	
非住宅建築物の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき	1棟につき16,000円
非住宅建築物の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1棟につき26,000円
非住宅建築物の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1棟につき78,000円
非住宅建築物の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき	1棟につき123,000円
非住宅建築物の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき	1棟につき156,000円
非住宅建築物の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき195,000円

に改め、同項の摘要の1を次のよう

うに改める。

- 1 複合建築物に係る手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が1である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。

別表第2項の表65の19の項の摘要の2を削り、同項の摘要の3を同項の摘要の2とし、同表66の項の摘要中「65の19の項の摘要の3」を「65の19の項の摘要の2」に改め、同表66の2の4の項中

「

住宅部分	一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のとき	1戸につき34,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上のとき	1戸につき38,000円
	共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1棟につき68,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1棟につき115,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1棟につき196,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき	1棟につき282,000円

を

「

住宅部分	一戸建ての住宅	評価方法が基準省令第10条第2号イ	床面積の合計が200平方メートル未満のとき	1戸につき34,000円
		(2)及びロ(2)以外によるも	床面積の合計が200平方メートル以上のとき	1戸につき38,000円

」

	の		
	評価方法が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの	床面積の合計が200平方メートル未満のとき	1戸につき16,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上のとき	1戸につき17,000円
共同住宅等	評価方法が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)以外によるもの	床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1棟につき68,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1棟につき115,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1棟につき196,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき	1棟につき282,000円
	評価方法が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの	床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1棟につき31,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1棟につき53,000円

に改め、同表66の2の6の

		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1棟につき98,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき	1棟につき149,000円

」

項中「第1条第1項第2号イ(1)(i)」を「第1条第1項第2号イ(1)」に、「第1条第1項第2号イ(2)(i)」及び「第1条第1項第2号イ(2)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第6号資料

柏市手数料条例の一部を改正する条例について

柏市手数料条例（平成12年柏市条例第6号）新旧対照表

改正前				改正後					
別表(第2条第1項)				別表(第2条第1項)					
1 略				1 略					
2 その他の手数料				2 その他の手数料					
項	対象事務	名称	区分	金額	項	対象事務	名称	区分	金額
1から17まで 略				1から17まで 略					
1.7 の2	建築基準法第52条第6項第3号の規定による建築物の延べ面積の敷地面積に對する割合の特例の認定の申請に對する審査	建築物の延べ面積の特例認定申請手数料			1.7 の2	建築基準法第52条第6項第3号の規定による建築物の延べ面積の敷地面積に對する割合の特例の認定の申請に對する審査	建築物の延べ面積の特例認定申請手数料		1件につき 40,000円
18 略				18 略					
1.8 の2	建築基準法第53条第5項の規定による建築物の敷地面積に對する割合の特例の申請の申	建築物の敷地面積に對する割合の特例の申請の申			1.8 の2	建築基準法第53条第5項の規定による建築物の敷地面積に對する割合の特例の申請の申	建築物の敷地面積に對する割合の特例の申請の申		1件につき 50,000円

請に対する審査	限の特例許可申請手数料		
19から21まで	略		
21 2.1 建築基準法第55条第3項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料		1件につき 190,000円
22	建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査		略
19から21まで	略		
23及び24	略		
24 2.4 建築基準法第58条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	高度地区における建築物の高さの特	1件につき 190,000円
23及び24	略		

可の申請 に対する 審査	例許 可申 請手 数料	
25から36まで	略	
37	建築基準法第86条第2項の規定による敷地とみなすこと等の申請に対する審査	建築物(既存建築物を提示した総合設計による建築物の認定申請手数料)を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合 建築物の数が2以上である場合 略
37の2	略	
37の3	建築基準法第86条第4項の規定による敷地とみなすこと等の申請に対する審査	建築物(既存建築物を提示した総合設計による団地の建築物の許可申請手数料)を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合 建築物の数が2以上である場合 略
38	建築基準法第86条の2第	建築物(新築又は増築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合 建築物の数が2以上である場合 略

可の申請 に対する 審査	例許 可申 請手 数料	
25から36まで	略	
37	建築基準法第86条第2項の規定による敷地とみなすこと等の申請に対する審査	建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合 建築物の数が2以上である場合 略
37の2	略	
37の3	建築基準法第86条第4項の規定による敷地とみなすこと等の申請に対する審査	建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合 建築物の数が2以上である場合 略
38	建築基準法第86条の2第	建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合 建築物の数が2以上である場合 略

1項の規定による一般地内建築物の認定申請に対する審査	建築物以外の建築物の認定申請手数料	一般地内建築物以外の建築物の許可申請手数料	38の2	建築基準法第86条の2の規定による一般地内建築物以外の建築物の許可の申請に対する審査	建築基準法第86条の2の規定による建築物の許可の申請に対する審査
	建築物以外の建築物の認定申請手数料	一般地内建築物以外の建築物の許可申請手数料	38の2	建築物(一般地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合 建築物の数が2以上である場合 略	区域内における建築物の新築又は増築等認定申請手数料 公告対象区域内における建築物の許可申請手数料
1項の規定による一般地内建築物以外の建築物の認定申請に対する審査	建築物以外の建築物の認定申請手数料	一般地内許可建築物以外の建築物の許可申請手数料	38の3	建築基準法第86条の3の規定による一般地内許可建築物以外の建築物の許可の申請に対する審査	建築基準法第86条の3の規定による建築物の新築又は増築等申請に対する審査
	建築物以外の建築物の認定申請手数料	一般地内許可建築物以外の建築物の許可申請手数料	38の3	建築物(一般地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合 建築物の数が2以上である場合 略	建築基準法第86条の3の規定による建築物の新築又は増築等申請に対する審査
				建築物(新築又は増築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合 建築物の数が2以上である場合 略	公告対象区域内における建築物の新築又は増築等申請手数料
				建築物(新築又は増築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合 建築物の数が2以上である場合 略	公告対象区域内における建築物の新築又は増築等申請手数料

39から65の18の2まで 略	65の19	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定による認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	ア 登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)が交付した低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証(以下「低炭素建築物適合証」という。)又は住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表1の断熱等性能等級の等級4及び同表の一次エネルギー消費量等級の等級5に適合している場合に限る。以下この項において同じ。)の添付がない場合	評価方法が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、66の2の項、66の2の4の項及び66の2の6の項において「基準省令」という。)第10条第2号イ及びロ(2)によるもの	評価方法が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、66の2の項、66の2の4の項及び66の2の6の項において「基準省令」という。)第10条第2号イ及びロ(2)によるもの	1戸につき 32,000円	1戸建ての住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のとき	1戸につき 35,000円	1戸建ての住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のとき	1戸につき 16,000円	1戸建ての住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のとき	1戸につき 17,000円	1戸建ての住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のとき	1棟につき
					共同住宅等の住戸の数が1戸のとき	共同住宅等の住戸の数が2戸以上5戸以下のとき	共同住宅等の住戸の数が6戸以上10戸以下のとき	共同住宅等の住戸の数が11戸以上25戸以下のとき	共同住宅等の住戸の数が26戸以上50戸以下のとき	共同住宅等の住戸の数が51戸以上100戸以下のとき	共同住宅等の住戸の数が101戸以上200戸以下のとき	共同住宅等の住戸の数が201戸以上300戸以下のとき	共同住宅等の住戸の数が301戸以上のとき		

39から65の18の2まで 略	65の19	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定による認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	ア 登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)が交付した低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証(以下「低炭素建築物適合証」という。)又は住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表1の断熱等性能等級の等級4及び同表の一次エネルギー消費量等級の等級5に適合している場合に限る。以下この項において同じ。)の添付がない場合	評価方法が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、66の2の項、66の2の4の項及び66の2の6の項において「基準省令」という。)第10条第2号イ及びロ(2)によるもの	評価方法が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、66の2の項、66の2の4の項及び66の2の6の項において「基準省令」という。)第10条第2号イ及びロ(2)によるもの	1戸につき 35,000円	1棟につき 35,000円	1棟につき 71,000円	1棟につき 100,000円	1棟につき 141,000円	1棟につき 202,000円	1棟につき 290,000円	1棟につき 394,000円	1棟につき 516,000円	1棟につき 607,000円
					共同住宅等の住戸の数が1戸のとき	共同住宅等の住戸の数が2戸以上5戸以下のとき	共同住宅等の住戸の数が6戸以上10戸以下のとき	共同住宅等の住戸の数が11戸以上25戸以下のとき	共同住宅等の住戸の数が26戸以上50戸以下のとき	共同住宅等の住戸の数が51戸以上100戸以下のとき	共同住宅等の住戸の数が101戸以上200戸以下のとき	共同住宅等の住戸の数が201戸以上300戸以下のとき	共同住宅等の住戸の数が301戸以上のとき			

が基準省 令第10条 第2号イ (2)及び ロ(2)以 外による もの	の床面積の 合計が300 平方メー トル未満の とき	64,000円
	共同住宅等 の床面積の 合計が300 平方メー トル以上2,00 0平方メー トル未満の とき	1棟につき 108,000円
評価方法 が基準省 令第10条 第2号イ (2)及び ロ(2)に よるもの	共同住宅等 の床面積の 合計が2,00 0平方メー トル以上5,000 平方メー トル未満 のとき	1棟につき 184,000円
	共同住宅等 の床面積の 合計が5,00 0平方メー トル以上の とき	1棟につき 265,000円
	共同住宅等 の床面積の 合計が300 平方メー トル未満の とき	1棟につき 31,000円
	共同住宅等 の床面積の 合計が300 平方メー トル以上2,00 0平方メー トル未満の とき	1棟につき 53,000円

5,000平方メートル未満のとき	1棟につき 608,000円	非住宅建築物の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき	1棟につき 719,000円	非住宅建築物の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき	1棟につき 821,000円	非住宅建築物の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき 86,000円	非住宅建築物の床面積の合計が30,000平方メートル未満のとき	1棟につき 108,000円	非住宅建築物の床面積の合計が30,000平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき
評価方法が基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)によるもの										

5,000平方メートル以下のとき	1棟につき 686,000円	非住宅建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき	1棟につき 817,000円	非住宅建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のとき	1棟につき 932,000円	非住宅建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき	1棟につき 86,000円	非住宅建築物の床面積の合計が30,000平方メートル以下のとき	1棟につき 108,000円	非住宅建築物の床面積の合計が30,000平方メートルを超え1,000平方メートル以下のとき
評価方法が基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)によるもの										

非住宅建築物の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1棟につき 146,000円
非住宅建築物の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1棟につき 238,000円
非住宅建築物の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき	1棟につき 311,000円
非住宅建築物の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき	1棟につき 375,000円
非住宅建築物の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき 440,000円

非住宅建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき	1棟につき 146,000円
非住宅建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のとき	1棟につき 238,000円
非住宅建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき	1棟につき 311,000円
非住宅建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のとき	1棟につき 375,000円
非住宅建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき	1棟につき 440,000円

イ 低炭素建築物適合証又 一戸建ての住宅のとき 略

イ 低炭素建築物適合証又 一戸建ての住宅のとき 略

非住宅建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき	1棟につき 131,000円
非住宅建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のとき	1棟につき 166,000円
非住宅建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき	1棟につき 207,000円

(摘要)

1 共同住宅等において一部の住戸が認定の申請をする場合の手数料の額は、当該申請に係る一部の住戸の数により算定する。

2 共同住宅等に係る都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画が共用部分又は非住宅部分(共用部分を除く。以下この項において同じ。)を有する場合の手数料の額は、上の区分により算定した住戸部分の額に、共同住宅等1棟につき次に掲げる場合の区分に応じそれぞれに定める額を加えた額とする。ただし、住戸部分のみを認定の申請の対象とするものにあつては、この限りでない。

- (1) 共用部分を有する場合で低炭素建築物適合証又は住宅性能評価書の添付がないとき 次に定める額
- ア 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以下のときは、112,000円
- イ 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,100平方メートル以下のときは、134,000円
- ウ 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは、186,000円
- エ 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは、289,000円
- オ 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは、372,000円
- カ 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のときは、444,000円
- キ 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは、518,000円

(2) 共用部分を有する場合で低炭素建築物適合証又は住宅性能

非住宅建築物の床面積の合計が5,000平方メートル未満のとき	1棟につき 123,000円
非住宅建築物の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき	1棟につき 156,000円
非住宅建築物の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき 195,000円

(摘要)

1 複合建築物に係る手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が1である場合にあつては一戸建ての住宅と、その他の場合にあつては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。

- 評価書の添付があるとき 次に定める額は、9,600円
- ア 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以下のときは、9,600円
- イ 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のときは、16,000円
- ウ 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは、27,000円
- エ 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは、83,000円
- オ 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは、131,000円
- カ 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のときは、166,000円
- キ 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは、207,000円
- (3) 非住宅部分を有する場合で低炭素建築物適合証又は住宅性能評価書の添付がないとき 次に定める額は、249,000円
- ア 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以下のときは、249,000円
- イ 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のときは、277,000円
- ウ 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは、397,000円
- エ 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは、565,000円
- オ 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは、686,000円
- カ 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のときは、817,000円
- キ 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは、932,000円
- (4) 非住宅部分を有する場合で低炭素建築物適合証又は住宅性能評価書の添付があるとき 次に定める額は、9,800円
- ア 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以下のときは、9,800円
- イ 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のときは、16,000円
- ウ 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは、27,000円
- エ 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは、83,000円
- オ 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは、131,000円

以上2,000平方メートル未満のとき	1棟につき 196,000円	もの	評価方法が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの	1棟につき 31,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき			
以上2,000平方メートル未満のとき	1棟につき 282,000円	非住宅部分	略	1棟につき 53,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき			
以上2,000平方メートル未満のとき	1棟につき 98,000円	略	略	1棟につき 149,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき			
以上2,000平方メートル未満のとき	1棟につき 149,000円	略	略	略
	床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき			

以上2,000平方メートル未満のとき	1棟につき 196,000円	非住宅部分	略	略
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき			
以上2,000平方メートル未満のとき	1棟につき 282,000円	略	略	略
	床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき			

柏市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定
について

柏市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 2 4 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

創業支援資金の融資の限度額を改定したいので提案する。

柏市条例第 号

柏市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例

柏市中小企業資金融資条例（昭和63年柏市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表創業支援資金の項中「1,500万円」を「3,500万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の柏市中小企業資金融資条例の規定は、この条例の施行の日以後の申込みに係る資金の融資について適用し、同日前の申込みに係る資金の融資については、なお従前の例による。

議案第7号資料

柏市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例について

柏市中小企業資金融資条例（昭和63年柏市条例第21号）新旧対照表

改正前				改正後			
別表(第5条)				別表(第5条)			
融資する 資金の種 類	融資する資金の限度 額 (中小企業者等1人当 たり)	融資の期間		融資する 資金の種 類	融資する資金の限度 額 (中小企業者等1人当 たり)	融資の期間	
事業資金から挑戦資金まで 略				事業資金から挑戦資金まで 略			
創業支援 資金	運転資 金	1,500万 円	略	創業支援 資金	運転資 金	3,500万 円	略
	設備資 金		略		設備資 金		略
工場移転資金及び大型店進出対策資金 略				工場移転資金及び大型店進出対策資金 略			
備考 略				備考 略			